

## 埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名表(追加提出)

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	補正前 2,246,086,339千円 補正額 1,811,404千円 補正後 2,247,897,743千円 対当初比 101.7%

## 条例

案件名	概要				
1 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及 び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部を改正する条例	1 趣 旨				
【総務部】	ア 期末手当の年間の支給割合の改定 3.30月→3.40月(+0.1月)				
	6月期	現行 1.65月	改正後(令和5年度) 1.65月	改正後(令和6年度) 1.70月	
	1 2月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月	
	計	3. 30月	3.40月	3. 40月	
	イ 特別職の秘書の退職手当の規定の整備 一般職の職員の例により支給することとされている特別職の秘書の退職手当について、 (2) 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正				
	期末手当の年間の支給割合の改定 3.30月→3.40月(+0.1月)				
		現行	改正後(令和5年度)	改正後(令和6年度)	
	6月期	1. 65月	1.65月	1. 70月	
	12月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月	
	Τī	3. 30月	3.40月	3. 40月	
		、令和5年12月期の期末 近の支給割合は令和6年4月		5年12月1日から適用。ただし、今	ז和

案件名	概要				
2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正				
【総務部】	<ul><li>ア 給料表</li><li>初任給をはじめる</li><li>イ 初任給調整手当</li><li>国に準じて上降</li><li>ウ 期末・勤勉手当</li><li>年間の支給割合</li></ul>	差を解消等するための改定 の若年層に重点をおいて引し に と額を引上げ に いの改定 4.40月→4.	ニげ 50月 (+0.1月)		
	(例) 一放順貝(及	至年前再任用短時間勤務職員 現行 現行	せい (令和5年度)	改正後(令和6年度)	
	6月期	2. 20月	2. 20月	2. 25月	
	12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月	
	計	4.40月	4.50月	4.50月	
	(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定 (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定				
		員の報酬等に関する条例の 割合を常勤職員に準じて改 な			
	和5年12月期の期末		文定は、令和5年12月1日	令和5年4月1日から適用。た 日から適用。また、令和6年度 6年4月1日から施行。	

案件名	概要
3 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 【企業局】	<ul> <li>1 趣 旨 県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、企業職員の給与の基準を改定するための改正</li> <li>2 内 容 会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設</li> <li>3 施行期日 令和6年4月1日</li> </ul>
4 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正する条例 【下水道局】	1 趣 旨 県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するための改正 2 内 容 会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設 3 施行期日 令和6年4月1日

案件名	概要				
5 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任 用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改 正する条例	1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正				
【教育局】	2 内 容 (1) 学校職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消するための改定 ア 給料表 初任給をはじめ若年層に重点をおいて引上げ				
	イ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4.40月→4.50月(+0.1月)				
	(例)学校職員(定年前再任用短時間勤務学校職員を除く)				
		現行	改正後(令和5年度)	改正後(令和6年度)	
	6月期	2. 20月	2.20月	2. 25月	
	12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月	
	計	4. 40月	4.50月	4.50月	
	(2) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正 ア 期末手当の支給割合を常勤職員に準じて改定 イ 勤勉手当の新設 3 施行期日等 公布の日から施行し、給料表の改定は、令和5年4月1日から適用。ただし、令和5年12月期の期末・勤勉 当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から適用。また、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改 及び会計年度任用学校職員の勤勉手当の新設は、令和6年4月1日から施行。				